

秋田県県税条例施行規則及び秋田県母子福祉資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第六十六号

秋田県税条例施行規則及び秋田県母子福祉資金等貸付規則の一部を改正する規則

(秋田県税条例施行規則の一部改正)

第一条 秋田県税条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第四十六条の四第一項第一号及び同条第五項第一号中「当該」を「申請者の住所、氏名及び当該」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 身体障害者等の氏名及び生年月日(身体障害者等が申請者である場合には、身体障害者等の氏名、生年月日及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第

二条第五項に規定する個人番号)

(秋田県母子福祉資金等貸付規則の一部改正)

第二条 秋田県母子福祉資金等貸付規則(昭和四十年秋田県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「職業」を「個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)、職業」に改める。

第九条第二項第一号及び第十条第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。